

	質問項目	回答
1. 総論		
	この度、緊急事態措置を延長した趣旨・目的は何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・府域における感染拡大、医療提供体制のひっ迫状況を踏まえ、緊急事態措置について、当初4月25日～5月11日までの期間を5月31日まで延長し、引き続き府民の皆様に出外の自粛等をお願いするものです。 （・4月25日以降、府民や事業者の皆様には大変なご協力をいただき、人流は減少していますが、依然として感染者数は高止まりし、医療提供体制のひっ迫が続いています。 ・このような状況を踏まえ、引き続き国と連携し、強い感染防止対策をとることが必要であることから、国に対し、緊急事態措置を実施すべき期間の延長を要請（5月6日 第48回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議で決定）し、国において延長が決定（5月7日 第63回新型コロナウイルス対策本部）されたものです。
	この間の要請内容（4/25～5/11）との差異は？	<ul style="list-style-type: none"> ・皆様への要請内容に大きな変更点はありません。 府域の感染状況や医療供給体制のひっ迫を踏まえ、引き続き、これまでと同様の強い措置をお願いすることになります。 《主な変更点》 <ul style="list-style-type: none"> ・「酒類の店内持ち込みを認める飲食店」も休業要請の対象となることを明示 ・イベントに準じた取扱いを要請する施設について、イベント開催以外の場合には営業時間短縮（20時まで） ・テレワーク等による出勤者7割減とその実施状況の公表 等
	5月31日から再延長はあるのか？その基準は？	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言解除は、感染及び医療提供体制・公衆衛生体制のひっ迫状況を踏まえ、政府において、専門家の意見を踏まえた上で総合的に判断されることとなります。 ・引き続き、感染拡大の状況や医療提供体制の状況を踏まえ、専門家や国とも連携した上で、必要な対応を行っていきます。
2. イベントについて		
イベントの開催について		
	国の方針ではイベント開催の制限は緩和されたはずだが、なぜ大阪府では無観客開催の要請を継続するのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針では、人数上限や収容率の要件等を定めて、21時までの要請を行う旨が示されています。 ・一方、同方針では、地域の感染状況等も踏まえ、知事の判断により必要な協力要請が可能ともされています。 ・このため、府域の感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、国との調整の結果、特に人流を抑制する観点から、引き続き強い措置をとるため、これまでと同様の要請を続けるものです。
	何を根拠にそのような要請を行うのか？私権制限ではないか。	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法第24条第9項に基づく協力の要請に当たるもので、これによる命令・罰則はありません。
	イベントによる感染者は生じていないのに、なぜ無観客にするのか？（過去の措置との差異を踏まえて、今回のイベント制限の考え方は？）	<ul style="list-style-type: none"> ・前回の緊急事態措置やまん延防止等重点措置では、イベントの開催による感染拡大を防止するため、収容人数や収容率の制限を行うとともに、夜間の人流を抑制するため、20時以降の時間短縮の協力依頼を行ってきました。 ・これまでに、イベントの開催によるクラスター発生の事例は見受けられませんが、今回の第4波では、変異株による急速な感染拡大と、それによる重症者の増加により医療提供体制が非常にひっ迫しています。 ・そうしたことから、これまで以上に人流を抑制するため、イベントの前後で行われる感染拡大につながる行動（会食など）も踏まえ、今回の要請を行うものです。
	「生活の維持に必要なイベント」とは何か？	<ul style="list-style-type: none"> ・各種国家試験、資格試験、業務上必要かつオンライン化や延期が困難な説明会・会議等に関連する小規模な講習会などを想定しています。 ・なお、イベントを開催する場合は、感染拡大防止策を講じた上での実施をお願いします。
	今後は、感染対策のガイドラインとの関係はどうなるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態宣言が発出されている期間については、人流を抑制するため、無観客での開催をお願いします。 ・無観客での開催に当たっても、引き続き、業種別ガイドラインに基づいた感染対策の徹底をお願いします。
	チケット販売済のイベントは開催してよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・チケット販売済の場合も、人流を抑制するため、無観客での開催にご協力をお願いします。
	施設は、面積別で休止・実施が判断されるが、イベントは規模の大小を問わず無観客とされるのはなぜか？	<ul style="list-style-type: none"> ・第4波における感染急拡大と医療提供体制のひっ迫の状況を踏まえ、特に人流を抑制し、感染拡大を防止することが必要です。 ・このため、多くの人出がある大規模施設（1,000㎡超）の使用を制限するものです（1,000㎡以下の施設はこの限りではありません） ・一方、イベントについても、規模の大小はあるものの、一定の人が動くことから、人流を抑制する趣旨で無観客開催を要請するものです。
	イベント開催の制限に当たっての支援策は？	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント休止等に関する支援策については、国におけるJ-L O D 1 i v e 2（コンテンツグローバル需要創出促進事業費補助金）等を参考にしてください。
	キャンセル料はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント中止に伴うキャンセル料等については、主催者にお問い合わせください。

イベントに準じた取扱いをする施設	
国の方針では、イベントと同様に制限を緩和しているが、なぜ大阪府では無観客開催の要請を継続するのか？	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対処方針では、地域の感染状況等も踏まえ、知事の判断により必要な協力要請が可能とされています。 このため、府域の感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえて、特に人流を抑制する観点から、引き続き強い措置をとるため、特措法24条9項に基づき、これまでと同様、無観客開催といった協力要請を続けるものです。
イベント開催と施設使用との関係について	
i) 使用制限のない1,000㎡以下のポウリング場で、イベント実施は可能なのか？	<ul style="list-style-type: none"> イベントは、開催規模や場所に関わらず、無観客開催を要請しています。 このため、ポウリング場においてイベントを開催する場合も同様に、無観客での開催をお願いします。
ii) ①劇場等～⑥運動施設等は、イベント以外で使用することは可能なのか？例えば、部活動を規制する中で、草野球で特定多数が集まることは許容されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ①～⑥の施設管理者に対しては、施設の休止を要請を行うものではなく、イベントに関しては無観客での開催を要請しています。このため、観客を入れない、個人の練習、プレー等による施設の使用といった「イベント」以外での施設使用は可能です。
iii) ②テーマパークは休止になるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 無観客開催をお願いしており、事実上施設の休止になるものと考えます。
iv) 集会・展示施設（展示場、文化会館、多目的ホール等）において、個人的な使用や生活の維持に必要な使用もできないのか？	<ul style="list-style-type: none"> 集会・展示施設は、原則、無観客開催を要請しています。しかし、各種国家試験・資格試験等に関連するものなど社会生活の維持に必要な場合には、施設の使用は可能です。
罰則・補償	
要請を守らなければ、罰則はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> イベントにおける無観客開催の要請は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
イベント「休止」or「無観客」にした場合、それぞれの場合における補償（支援）の考え方は？	<ul style="list-style-type: none"> イベント休止等に関する支援策は、現在国で検討中と聞いています。
①劇場等～⑥運動施設等を休止した場合、補償（支援）の対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> イベント休止等に関する支援策は、現在国で検討中と聞いています。
3. 施設の使用制限について	
国の方針では1,000㎡超の施設の使用制限は緩和されたはずだが、なぜ大阪府では要請を継続するのか？	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本的対処方針では「多数の者が利用する施設で建築物の床面積が合計1,000㎡を超える施設については、営業時間の短縮（20時まで）を要請するもの」とされています。 一方、同方針では、地域の感染状況等も踏まえ、知事の判断により必要な協力要請が可能ともされています。 このため、府域の感染状況や医療提供体制のひっ迫状況等を踏まえ、国との調整の結果、特に人流を抑制する観点から、引き続き強い措置をとるため、継続的なサービス提供での集客が想定される1,000㎡を超える施設に対しては、引き続き、休業を要請するものです。
1,000㎡以下の施設の要請内容が分かりにくい。5月11日までの取り扱いと変更があるのか？	<ul style="list-style-type: none"> 実質的な変更はありません。1,000㎡以下の施設であっても、継続的なサービス提供で集客が想定されるものに対しては、20時までの営業時間短縮などを引き続き要請しています。
今回の休業要請に関する考え方、狙いは何か（過去の措置との差異）？	<ul style="list-style-type: none"> まん延防止等重点措置として、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場での感染を抑制する観点から、飲食店に対して時短要請を行ってまいりましたが、変異株による急速な感染拡大と、それにより医療提供体制が非常にひっ迫している状況です。 このため、人流を抑制し、接触機会の大幅な削減をするため、多くの人の集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して休止の要請をするものです。
商店街は休止要請の対象か。	商店街は、それぞれの店舗で判断することとします。
休止要請をしない施設	
大学その他の学校を休止しない理由は何か？	<ul style="list-style-type: none"> 学生の学修機会の確保のため、休止要請を行っておりません。 なお、学生の学修機会の確保と感染防止の徹底の両立を図るために、大学等に対して、特措法第24条第9項に基づき「授業は、原則オンライン」や「部活動の自粛の徹底」を要請しています。
感染リスクの高い保育所や介護施設等を休止しない理由は何か？	<ul style="list-style-type: none"> 保育所や介護施設等を利用する方にとって、生活に欠かせない施設であることから、休止要請を行っておりません。 なお、厚生労働省から、保育所や放課後児童クラブ等については、感染防止対策の徹底を行いつつ、原則開所することを要請されています。
冠婚葬祭の取扱いはどうなるのか？（例えば、お通夜の後、別室での”精進落とし”は？）	<ul style="list-style-type: none"> 冠婚葬祭は生活の維持に必要なサービスであり、休止の要請をしておりませんが、以下の対応とともに感染防止対策の徹底をお願いしています。 （披露宴）酒類・カラオケ設備の使用自粛、営業時間短縮（20時まで）、1.5時間以内、参加人数50人以下又は収容率50%以内、その他、飲食店と同様の要請（特措法第45条第2項、第24条第9項、法に基づかない協力依頼） （精進落とし）酒類提供（持込みを含む）の自粛
休止を要請する施設	
百貨店等の施設では感染者が生じていないのに、なぜ使用を制限するのか？	<ul style="list-style-type: none"> 人流を抑制し、感染拡大を防止する観点から、百貨店など多くの人が集まる大規模施設（1,000㎡超の商業施設等）に対して、休業要請をしています。

地下街の取り扱いはどうするのか？	<ul style="list-style-type: none"> 地下街全体を一体として管理している場合で、その規模が1,000㎡を超えるときは、ショッピングモールと同様に休業要請をしています。
百貨店等1,000㎡超の商業施設は休止とのことだが、生活必需物品の取扱いは？	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売関係（食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、再生医療等製品、燃料等）の店舗については、（1,000㎡超の商業施設であっても）休止を要請しておりません。
1,000㎡超の商業施設は休止とのことだが、生活必需物資の小売店舗を除くと、1,000㎡以下になる施設は休止するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 生活必需物資の小売店舗を含む施設全体の面積が1,000㎡を超える場合は休止要請の対象となります。
1,000㎡はどの範囲までを算定するのか。	<ul style="list-style-type: none"> 建物の床面積になります。（駐車場は含まれません）
1,000㎡を超えるスーパーやホームセンター等はどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 原則、施設の休止要請の対象施設です。 食料品や医薬品等の生活必需物資の小売部分と、衣料品・雑貨等の生活必需物資以外の小売部分とが、一体不可分である場合は、施設の休止要請の対象外です。
施設別の取り扱い	
施設の種類が同じであっても、規模（1,000㎡）や屋外・屋内の別で要請内容が異なる理由	<ul style="list-style-type: none"> コロナウイルスに対する感染予防対策の一つである「三つの密」（密閉・密集・密接）を徹底的に避けるという趣旨から、「屋外」よりも「屋内」の施設に対して、より強い要請をしています。 このため、屋内の施設については、規模を踏まえて休止要請を行うとともに、屋外施設に関しては、イベントに準じた取り扱いとしています。
屋外施設と屋内施設が併設された運動施設についての取扱いは？	<p>それぞれの施設の（建築確認申請上の）床面積を合算した面積で判断します。</p> <p>○1,000㎡を超える場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内施設については、原則休止要請（全国大会等は無観客化） 施設を一体として休業するか、それぞれの施設について休業の判断をするかについては、施設管理者の判断となります。 <p>○1,000㎡以下の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋内施設 <ul style="list-style-type: none"> イベント開催の場合：無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く） 以下について協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理 酒類提供（持込みを含む）、カラオケ設備の使用自粛 その他、飲食店への要請内容と同様の協力依頼（特措法第45条第2項、第24条第9項、法に基づかない協力依頼） イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで） <ul style="list-style-type: none"> 屋外施設 <ul style="list-style-type: none"> イベント開催の場合：無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く） イベント開催以外の場合：営業時間短縮（20時まで） 以下について協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理 酒類提供（持込みを含む）、カラオケ設備の使用自粛 その他、飲食店への要請内容と同様の協力依頼（特措法第45条第2項、第24条第9項、法に基づかない協力依頼）
映画館で1,000㎡以下の施設の場合は、上映してよいのか？	<ul style="list-style-type: none"> 舞台挨拶などのイベント以外で上映する場合は、感染防止対策を徹底の上、20時までの営業時間短縮等をお願いしています。
「衣料品」「家電量販店」等は、「生活必需物品販売施設」にあたるか。	<ul style="list-style-type: none"> 商業施設（生活必需物資販売施設以外の施設）としております。
「バー」「キャバレー」等の遊興施設の取扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> バー、キャバレー等では、飲食業許可を取得している場合、「営業時間短縮（20時まで）及び、酒類提供（持込みを含む）、カラオケ設備提供の自粛」又は「施設の休止」を要請しています。
「ゴルフ練習場」等の運動施設の取扱いはどうなるのか。	<ul style="list-style-type: none"> 屋内の運動施設に対しては、1,000㎡を超える場合、施設の休止を要請しています。 屋外の運動施設に対しては、規模に関わらず <ul style="list-style-type: none"> 無観客開催（社会生活の維持に必要なものを除く） イベント開催以外の場合、営業時間短縮（20時まで） 以下について協力依頼 <ul style="list-style-type: none"> 適切な入場整理 酒類提供（持込みを含む）、カラオケ設備の使用自粛 その他、飲食店への要請内容と同様の協力依頼（特措法第45条第2項、第24条第9項、法に基づかない協力依頼）
補償・罰則	
要請を守らなければ、罰則はあるか？	<ul style="list-style-type: none"> （飲食店を除く）施設の休止は、特措法第24条第9項に基づく要請であり、罰則規定はありません。
施設制限に伴う補償（支援）の考え方は？	<ul style="list-style-type: none"> 支援金については、国との協議を進めつつ、制度設計中ですので、少々お待ちください。詳細が決定しましたら、HPで公表します。

4. 飲食店への要請について	
飲食店で酒類を規制する意図（理由）は？	<ul style="list-style-type: none"> ・政府分科会による提言「感染リスクが高まる5つの場面」でも、「飲酒を伴う懇親会等」が挙げられており、同提言では飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下し、また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすいとされています。 ・コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、飲食店での感染リスクをできるだけ減らすため、酒類やカラオケ設備を提供される場合は、休業を願っています。
感染防止策としてアクリル板の設置やマスク会食等は守らなくて良いのか？	<p>コロナウイルスは飛沫により感染が拡大することから、引き続き、以下の感染防止対策をお願いします。</p> <p>（特措法第45条第2項に基づくもの）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第12条第1項各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気）（特措法第24条第9項に基づくもの） ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底
居酒屋等で酒類の提供をしなければ、休業しなくて良いのか？（メニュー上に酒類があれば、すべて休止の対象になるのか）	<ul style="list-style-type: none"> ・要請期間中、酒類やカラオケ設備の提供をしなければ、休業要請の対象にはなりません。 ・酒類やカラオケ設備の提供をしない場合であっても、営業時間短縮（20時まで）はお願いしています。
営業時間が20時までの酒類やカラオケ設備を提供している店舗で、酒類やカラオケ設備の提供をやめれば要請に従ったことになるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類、カラオケ設備の提供を取りやめた店舗については20時までの営業時間短縮を要請しているため、営業時間が20時までである場合は要請対象外です。 ・なお、酒類、カラオケ設備の提供を続ける店舗については、営業時間に関わらず休業を要請しています。
酒類を提供して営業をした場合の罰則は？	<ul style="list-style-type: none"> ・正当な理由がないのに要請に応じていただけない場合、特に必要があると認めるときには、知事は施設管理者に対し、命令を出すことができるとされており、この命令に違反した場合には、30万円以下の過料が科せられます。
酒類の提供を制限することに伴い、現行の支援金等からの補償の上乗せはないのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類の提供を制限したことに着目した上乗せは予定しておりません。 ・緊急事態措置に伴う飲食店への休業要請に関する支援については、下記HPをご確認ください。 【HP】（第5期 飲食店等に対する営業時間短縮等協力金） https://www.pref.osaka.lg.jp/keieishien/kinkyujitai/index.html
利用客による酒類の持ち込みも制限されるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・4月25日以降、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、酒類又はカラオケ設備を提供している飲食店等へ休業要請をしてきました。 ・そうした中、酒類の持ち込みによって飲食を行うケースが生じてきたことから、改めて、国の対処方針でも「利用者による酒類の店内持ち込みを認めている」ものも休業要請の対象とされたところです。 ・このため、酒類の持ち込みを認めることは控えて頂きますようお願いいたします。
ボトルキープによる提供は、酒類の提供に該当するか？	飲食店における酒類の提供を制限しているため、ボトルキープしている場合も控えていただきますよう、お願いします。
5. その他	
休業に対する協力金について	<ul style="list-style-type: none"> ・協力金については、国との協議を進めつつ、制度設計中ですので、少々お待ちください。詳細が決定しましたら、HPで公表します。
関連事業者への支援も必要ではないか？	<ul style="list-style-type: none"> ・4・5月に時短営業を行う飲食店と直接・間接の取引がある又は不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けた全国の中堅・中小事業者に対して、国において支援策を検討中と聞いています。
テレワークの実施状況の公表は自社のホームページで行うのか？ こういった内容の公表を行えばいいか？	<p>国の事務連絡によると、お見込みの通り、管理されているホームページ上で実施状況と具体的な取組や工夫を併せて公表をお願いすることとなっています。</p> <p>（公表する取組内容の例）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーク等の実施目標は全社員の〇%、〇月〇日から〇月〇日の実績は〇% ・全社員のうち、現場作業が必要な社員を除くテレワーク実施可能な社員（全社員の〇%）の出勤者数を〇%削減 ・本社で〇%、〇〇支社で〇%、△事業者で〇%、出勤者を削減 ・テレワーク等の推進に向けて、〇〇といった取り組みを実施 <p style="text-align: right;">など。</p>
公共交通機関に対する対応等について	<ul style="list-style-type: none"> ・国の基本的対処方針を踏まえ、引続き主要ターミナルにおける検温の実施の他、終電時刻の繰上げの実施をお願いしています。 【HP】（緊急事態宣言に伴う各交通事業者の対応状況について） http://www.pref.osaka.lg.jp/toshikotsu/covid-19_transit/taiouzyoukyou.html
路上、公園等の屋外での飲酒の罰則は？	<ul style="list-style-type: none"> ・特措法第45条第1項に基づく要請であり、施設の使用制限等と異なり法令に基づく命令・罰則の規定はありません。 ・感染リスクが高い行動とされる路上・公園等の集団での飲酒を自粛するよう呼びかけておりますので、皆さまの協力を頂いて、感染拡大を抑えていきたいと考えております（呼びかけ隊による声掛けも実施中）。